

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むため、必要な支援を提供できるよう、障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望する全ての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとして定めるものです。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障がい福祉計画」として策定されるものであり、国及び道が作成する上位計画との調和を図りつつ、本市の最上位計画である「第5次芦別市総合計画」及び障害者基本法第11条第3項の規定に基づいて策定されている「芦別市障がい者計画」に基づく具体的施策の実現に向けて、本市の障がい者福祉に関係する各種計画との整合性を図ったものとします。

3 計画の期間

本計画は、障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、第3期計画の実施状況を把握し、地域におけるニーズ（※14）等を踏まえ、サービス見込量や具体的な取組についての見直しを行い、平成27年度から平成29年度までの3年間の障がい福祉サービス量（※9）の見込み等について定めるものです。

区分	年度	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
芦別市総合計画	第5次計画(H22～H31)						
芦別市障がい者計画	第2期計画(H22～H31)						
芦別市障がい福祉計画	第3期計画(H24～H26)			第4期計画(H27～H29)			
芦別市高齢者保健福祉計画 ・芦別市介護保険事業計画	第5期計画(H24～H26)			第6期計画(H27～H29)			